

アレルギーっ子の会 「ぼれぼれ」規約

(名称)

第1条

本会はアレルギーっ子の会「ぼれぼれ」と称する。

(目的)

第2条

アレルギーっ子の親だけで無くアレルギーに関心を持つ人を含めて情報交換、交流を深めていく。
アレルギーに悩む母親が元気になる事、アレルギーっ子への理解を深めてもらう事

(活動)

第3条

座談会や調理実習を通じて、悩みや体験を話したりする事で相互の理解を深めたり、ストレスの発散を行う。

学習会や講演等も行うが、会はあくまでも情報の提供の場であり、自分で取捨選択をする。

仲間づくりの場の提供を行う。

(会員)

第4条

- 1、アレルギーのある人、またはその親
- 2、アレルギーに関心を持つ人で、会の主旨に賛同するもの

(役員)

第5条 代表1名

副代表1名

会計2名

他、月担当スタッフ、サブスタッフ制とする。

- 1、任期は1年、ただし、再任は妨げない。
- 2、役員を選出は会員互選により選出される。
- 3、専属の医師、病院はもたない。

(定例会)

第6条

- 1、月に1回山口市内にて行う。
- 2、月ごとに決められた担当スタッフが企画運営する。
- 3、年度末に収支報告、来年度の計画、人事決定を行う。

(活動の制限)

第7条

- 1、会で利潤目的の宣伝行為、勧誘は行われぬ事。
- 2、お互いの合意を得て、共同購入することは問題ない。
- 3、宗教の勧誘はしない。

(会費)

第 8 条

年会費 500 円。

年度途中の場合は、月 50 円として年度末までに一括納入とする
非会員 参加費に月会費として 1 回 100 円プラスする。

(入退会)

第 9 条

- 1、入退会は臨時可能とする。
- 2、会員、非会員制とし、会員は年会費、非会員は月会費制とする。
- 3、会員は、名簿作成し連絡網を活用する

(事務局)

第 10 条

本会議の事務局は山口市とする。

この規約は

平成 19 年度 11 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月改訂

第 8 条改訂

年会費 1000 円 非会員月会費 100 円とする。

第 9 条改訂 会員、非会員制に変更。2、3 項追加

平成 20 年 5 月改訂

第 5 条改訂 運営スタッフは会計 1 名を追加する

平成 22 年 3 月 非会員の追懐料金表記について改訂

平成 24 年 4 月改訂 入退会、年会費、非会員月会費について変更